

登録申請時の注意事項

- 1 申請書は、正副2部（副はコピーでも可）を提出してください。
なお、申請書は1業種につき1枚必要です。販売業と保管業では2枚になります。

<必要書類>

- 第一種動物取扱業登録申請書【様式第1】
 - 第一種動物取扱業の実施の方法（販売業、貸出業の場合）【様式第1別記】
 - 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者の場合）【様式第1別記2】
 - 取扱責任者の要件に係る書類【資格証明、従事証明など】
 - 登記事項証明書（法人の場合）
 - 役員の住所及び氏名（法人の場合）
 - 動物愛護管理法第12条第1号から第6号までに該当しない事を示す書類
（申請者、法人役員、動物取扱責任者）【参考様式第1】
 - 飼養施設の平面図
施設の寸法、設備の配置を図示します。
図示する設備：ケージ等（大きさ・材質も）、照明設備、給水設備、排水設備、
洗浄設備、消毒設備、廃棄物の集積場、死体の一時保管場所、餌の保管設備、
清掃設備、遮光又は風雨を遮る設備、訓練場
 - 飼養施設付近の見取り図（地図）
 - 申請書7(3)「管理の方法」をA4の用紙に、具体的な清掃、消毒、給餌の方法など1日の作業内容を記入したもの
 - アパート、借家等の場合には、貸主の承諾書【使用証明】
 - 申請手数料16,000円（栃木県収入証紙）× 申請業種数
収入証紙は足利銀行本支店（出張所は除く）、県内各健康福祉センター内食品衛生協会、県内各警察署交通安全協会等で販売しています。
- 2 申請書には、申請者印と訂正用の捨印をお願いします。他の添付書類にも押印をお願いします。なお、法人の場合には、代表者印となります。
できれば申請の際に印鑑を御持参ください。
 - 3 相談、申請時には栃木県動物愛護指導センターまでお電話いただき、窓口までお越し下さい。郵送による申請は受け付けておりません。

栃木県動物愛護指導センター

電話 028-684-5458

FAX 028-684-5926